

令和3年度 寝屋川市契約事務の方針

1 目的

- (1) 入札契約の透明性、競争性(経済性)、公平性(公正性)を確保するため
- (2) 市域の雇用確保や地域経済の発展のために、市内業者等の活用を促進するため

2 現状と背景

(1) 市の努力義務

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(以下「官公需法」という。)第8条において、地方公共団体においても国の施策に準じて努力すべきとなっている。

(2) 「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

国は、官公需法に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項等を定めた「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という。)を令和2年10月2日に閣議決定した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮すること、知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイドールを積極的に活用すること、民法改正を踏まえた、国等に対する官公需契約に係る債権譲渡を積極的に活用すること及び最低賃金額の改定を踏まえた適切な単価改正を担保するといった事項を新たに講ずる措置として盛り込んでいる。

基本方針の主な措置は、以下のとおりである。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮2 平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 4 官公需情報の提供の徹底
- 5 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫
 - (1) 総合評価落札方式の適切な活用
 - (2) 分離・分割発注の推進
 - (3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定
 - (4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮
 - (5) 知的財産権の取り扱いの明記
 - (6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
 - (7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
 - (8) 調達手続の簡素・合理化
 - (9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有
- 6 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮
 - (1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
 - (2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
 - (3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
 - (4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価
 - (5) 中小建設業者に対する配慮
 - (6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮
 - (7) 中小石油販売業者に対する配慮
 - (8) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮
 - (9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知
 - (10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮
- 7 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進
 - (1) ダンピング防止推進の周知
 - (2) 適切な予定価格の作成
 - (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等
 - (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し
 - (5) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保
- 8 地方公共団体への協力依頼

- | |
|--------------------------------------------------------------------------|
| (1) 国等の契約の基本方針の要請等
(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表
(3) 連携推進体制の活用 |
|--------------------------------------------------------------------------|

(3) 令和2年度の改善内容

ア 建設工事における制限付一般競争入札の発注基準の見直し

(ア) 土木及び建築の発注基準を見直した。

Aランク 下限額を「500万円以上」から「250万円以上」へ変更

Bランク 下限額を「撤廃」

Cランク 上限額を「4,000万円未満」から「2,000万円未満」へ変更

a 土木及び建築のCランクのみの発注の競争性の確保ができなくなることから、Bランクの下限額を撤廃し、Cランクのみの発注をなくした。

b 現行の本市の発注案件のバランスを考慮し、Aランクの下限額500万円を現行のBランクの下限額250万円とし、Cランクの上限額4,000万円を電気及び管と同じ2,000万円に変更した。

(イ) 舗装の発注基準を見直した。

Cランク 上限額を「300万円未満」から「750万円未満」へ変更

(ウ) 新規中小企業者の参加機会の拡大の観点から、舗装のCランクの上限額を落札制限本数に該当しない750万円未満に変更した。

イ 建設工事下請業者における社会保険等未加入対策の取組強化

令和2年10月1日以降に公告等を行う全ての建設工事について、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを受注者に禁止した。

併せて、契約書に、受注者が請負代金内訳書を提出する旨を新たに規定し、受注者から下請負人に対して、社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、請負代金内訳書に法定福利費を明示することとした。また、令和3年4月1日以降に公告等を行う全ての建設工事については、下請負人である建設業許可業者の社会保険等への加入が確認できない場合、受注者に対し入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施する。

ウ 物品の見積合せ（予定価格 80 万円以下）

入札参加資格者名簿に登録のある者から物品ごとに複数業者から見積徴取を行っているが、物品ごとに見積書を徴する者を特定せず、対象となる案件を公開して、所定の参加資格を有する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する公開見積合せを令和 3 年度から試行した。

3 令和 3 年度における見直し内容

物品の購入に係る契約に関する公開見積合せの試行の状況検証

公開見積合せの試行に当たっては、その試行の状況について検証を行うとともに、その結果に基づき、公開見積合せの在り方について検討を行う。

4 継続検討する事項

- (1) 総合評価落札方式の適切な活用
- (2) 制限付一般競争入札における電子入札の拡大（建設工事、建設コンサルタント以外の業務委託等における電子入札の推進）
- (3) 競争随意契約等における相手方の選定の在り方
- (4) 物品の購入に係る契約に関する公開見積合せの試行状況の検証

5 令和3年度 寝屋川市の入札制度

(1) 建設工事

ア 令和3年度 制限付一般競争入札の級別格付けと発注基準

ランク	土木、建築	電気、管	舗装
A	800点以上 5億円未満 250万円以上	800点以上 5億円未満	800点以上 3億円未満
B	799点以下 650点以上 6,000万円未満	799点以下 650点以上 6,000万円未満	799点以下 650点以上 1,000万円未満
C	649点以下 2,000万円未満	649点以下 2,000万円未満	649点以下 750万円未満

*備考

上段＝級別格付の点数（総合評定値通知書の総合評定値（P）に、市内業者については15%を、準市内業者については5%を加算した数値）区分
下段＝予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）区分

イ 令和3年度の入札制度（原則全業種を制限付一般競争入札の対象とする。）

項目	説明		
対象工事	土木・建築・電気・管・舗装		とび・土工、しゅんせつ、塗装、機械器具設置、造園、消防施設等（土木・建築・電気・管・舗装以外の全業種）
対象金額	発注工事の金額が130万円を超え5億5,000万円未満 （舗装は3億3,000万円未満） ※消費税及び地方消費税を含む。		発注工事の金額が130万円を超え3億3,000万円未満 ※消費税及び地方消費税を含む。
対象業者	主に市内業者		市内業者、準市内業者 必要に応じ市外業者
特定建設業の発注基準	予定価格 土木 5,000万円以上 建築 7,000万円以上		
技術者の配置	建設業法に定める技術者の配置 契約額 3,500万円（建築は7,000万円）以上は専任の主任技術者 下請け額 4,000万円（建築は6,000万円）以上は監理技術者の配置		
施工実績を 求める工事	予定価格750万円以上		
施工実績の 期間	原則過去15年以内		
施工実績の 基 準	予定価格	必要な施工実績	予定価格の2分の1以上
	3億円未満	予定価格の2分の1以上	
	3～4億円未満 土木・建築・電気・管	1億5,000万円以上	
	4～5億円未満 土木・建築・電気・管	2億円以上	
1回の公告の 落札制限	1業種につき1本		
1回の公告の 申込本数	市内業者 本数制限なし 準市内業者 第一希望業種が1本 第二希望業種が1本の合計2本		本数制限の対象外
契約の 本数制限	予定価格が750万円以上で適用 市内業者 第一希望業種と第二希望業種 本庁・水道局合計で4本まで （ただし、土木は1本を限度） 準市内業者 第一希望業種と第二希望業種 本庁・水道局合計で2本まで （ただし、土木は1本を限度）		本数制限の対象外

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税を含まない。

(2) 測量・建設コンサルタント等

ア 令和3年度 制限付一般競争入札の発注基準

総合数値		発注金額	所在地要件
市内業者 準市内業者	市外業者		
230 以上	230 以上	50 万円以上	市内業者 準市内業者 市外業者
170 以上 230 未満	170 以上 230 未満	50 万円以上 3,300 万円未満	市内業者 準市内業者 市外業者
110 以上 170 未満		50 万円以上 330 万円未満	市内業者 準市内業者 (必要に応じ市外業者)

* 備考 発注金額には、消費税及び地方消費税を含む。

イ 令和3年度の入札制度（原則全業種を制限付一般競争入札の対象とする。）

項 目	説 明
対 象 業 務	原則全業務 (測量、建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント)
対 象 金 額	発注金額が 50 万円以上 ※消費税及び地方消費税を含む。
対 象 業 者	市内、準市内、市外業者 (発注金額 50 万円以上 330 万円未満は主に市内・準市内業者)
技 術 者 の 配 置	技術士等業務に必要な資格を有する者の配置
実績を求める業務	予定価格 300 万円以上
業務実績の期間	原則過去 15 年以内
申込の本数制限	本数制限なし
1 回 の 公 告 の 落 札 制 限	1 業種につき 1 本
契約の本数制限	本数制限なし

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税を含まない。